

平成31年度事業計画

社会福祉法人

上野村社会福祉協議会

事業計画

I 基本方針

少子高齢化が進展する日本において総人口の減少が始まって約10年がたとうとしています。これらに起因する様々な社会問題を見聞きする機会が増え、とりわけ社会保険制度の脆弱化は増々深刻化しており、社会福祉協議会もその動向に注視しているところです。

近年の上野村においては、総人口の減少が続く中で高齢独居・夫婦世帯の割合は高止まりしており、家族介護力や地域力の低下などから福祉サービスの需要は増加傾向にあります。また、認知症に起因する問題に関して社会的関心が高まっていますが、認知機能の低下した人とおなじ地域で共に暮らしていくためにどのように向き合い、何が必要なのかという議論が十分なされていないと感じます。

このような状況下で社会福祉協議会は「上野村における福祉の最初で最後の砦」として、何を果たすべきかを常に考え、行動を通じて村民の皆様と喜びを共有し、幸せを数多く感じることができる地域づくりを目指します。

社会福祉協議会では現在、平成37年までに整えなければならない「地域包括ケアシステム」を導入がはじまり、その一環として「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しております。また、介護保険で補えない部分においては、現在実施している「ほっとサポート事業」で補い、村民の皆様が健康で長く上野村で生活することに寄与できればと考えています。

また、「地域包括ケアシステム」の構想の「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを求められるようになりました。今後は高齢者だけでなく、子供や障がい者を含めたサービスを実施するようにしていき、いずれは対象者すべてを含めたサービスを展開することを視野に入れて展開する必要があると考えております。

上野村の充実した福祉の実現に向けて課題は多くあります。職員の一人一人が日ごろから自己研磨に努め、村民の皆様から信頼を得ることによって実現できると確信しております。上野村のために役職員一丸となつてつとめて参ります。

Ⅱ 重点目標

1. 職員の意識改革

(1) 職員の挨拶の徹底

社協職員としてのモラルの徹底のため、職員間はもとより地域住民や利用者等への挨拶を徹底し、よりよいコミュニケーションづくりにつとめます。

(2) 職員（関係者）会議の推進

利用者本位のサービスの提供や家族からの要望に応えるため、職員（関係者）会議を実施し、利用者及び介護者に必要なサービスを常に考え、様々な職員から意見を取り入れて質のよいサービスの提供につとめます。

(3) 職員の資質の向上

利用者に質の高いサービスを提供するため、技術研修及び先進地の視察等を行い職員の資質の向上につとめます。

(4) 事業の拡大

社会福祉協議会の目的達成のため、現状、老人福祉事業しか実施していないため、今後においては、障害者福祉や児童福祉の事業の実施にもつとめます。

(5) 受託事業の拡大

地域住民の要望に応えるため、行政からの受託事業を拡大し、社会福祉協議会で実施すべき事業から積極的に受託します。

(6) 住民参加による地域福祉事業の実施

介護保険の制度改正により総合事業サービスが始まるため、住民参加型の地域福祉事業を実施する。そのため、地域住民と共に地域住民にとって必要な事業の実施につとめます。

(7) その他

社会福祉協議会で必要と思われる事業を職員全体で常に考え、行政と連携して事業の実施につとめます。

2. 社協役員の意識改革

(1) 理事

理事は「法人の業務を執行し、その法人を代表して権利を行使する機関」とされています。県で行う研修会等に積極的に参加することにより理事としての意識の向上につとめていただきたいと考えています。

(2) 監事

監事は「法人の財産の状況と理事の業務執行の状況を監査する機関」とされています。県の指導監査要領等により、徹底した監査が必要となることがあるため、監事としての意識を高めていただくようつとめていただきます。

(3) 評議員

評議員は「業務執行機関に対する諮問機関あるいはチェック機関」で法人の業務を公正に行うための重要な役目です。理事と同様、県で行う研修会等に積極的に参加していただき評議員としての意識の向上につとめていただきます。

(4) 理事会・評議員会

理事会・評議員会をより活性化するため、予算関係書類や決算関係書類等をわかりやすいものとし、理事・評議員の皆様よりご意見やご質問をいただける会議としていきます。

3. 事業目的

(1) 居宅支援事業

介護保険法令の趣旨に従って利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

(2) 訪問介護事業

介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他生活全般にわたる援助を支援することを目的とする。

(3) 通所介護事業

介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上ができるよう、サービスを提供する。

(4) 認知症対応型共同生活介護事業

認知症の状態にある要介護者等を、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の援助及び日常生活動作訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援する。

(5) 生活福祉センター

65歳以上の単身・夫婦世帯の入居者及び障害をもつ入居者が安心して健康で明るい生活を送れるように、住居と様々なサービスを提供します。安否確認、生活相談、緊急時の対応、各所への情報共有を基本サービスとし、その他の必要な支援については、配食サービスや、介護保険サービス、ほっとサポートなどで補い、入居者ができるだけ長く自立した生活を送れるよう支援します。

(6) 配食サービス

在宅の一人暮らし高齢者等に食関連サービスに係る調査・利用調整及び配食サービスを行うことにより、食生活の改善及び健康増進を図り、在宅での自立を支援することを目的とする。

(7) 障がい者地域活動センター

在宅の身体・知的・精神障がい者等に対して作業訓練の場所を提供することにより、就労意欲の向上と社会生活適応能力の回復を図り、もって社会復帰の促進に寄与することを目的とする。

(8) ほっとサポート事業

上野村に居住する65歳以上の一人暮らし、二人暮らし 高齢者及び同居する家族のいる高齢者で、日常生活の支援及び援助をすることによって、介護度の進行及び要介護状態にならないように予防することさらに突発的な出来事により、介護者が介護できなくなった場合に介護福祉施設及び生活福祉センターを活用したショートステイ等を行い、介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(9) 上野村べんりサポート事業（仮）

上野村においては介護を必要とする方や子供に対するサービスは充実している一方、介護を必要ではないが在宅生活を続けたいと願う高齢者やシングルペアレント・産前産後の女性など、生活に不便を感じる方がまだまだ多くいる。その方々を手助けするため専門職員を派遣し、日々の生活を援助する事業です。

4. 事業への取組

(1) 居宅支援事業

住み慣れた上野村で生活が続けられるように支援していきます。

日常生活で困っている方の情報や相談を受け、必要なサービスが受けられるように説明や手続きなどの支援に努めます。

サービス利用されている方へ、意向や状況を把握するために訪問や

面談をし、内容によって、日常動作や生活環境、サービス内容などでの不自由になっている点の確認・助言を行い関係事業所への情報提供及び検討、場合によっては訪問に同行していただき、速やかなサービス内容の見直しや調整に努めます。

関係各所との会議へ参加し、情報交換や連携に努め、早期対応を行います。また、各種研修や講習会に参加し、介護支援専門員としての知識や質の向上に努めていきます。

平成31年度は業務拡大に努めます。

本人の自己把握や家族の介護に対する専門知識の乏しさ等から上野村でサービス未利用の方は多く在住しております。そのような方たちへ早期介入を行い、サービスを利用していただけるように努めていきます。

(2) 訪問介護事業

訪問利用者数は施設入所等により減少傾向にあるのが現状です。

現在訪問の介護の他、ほっとサポート事業で村内の一人・二人暮らしの高齢者宅の訪問をし、安否確認や現状の把握を行っており、異変等があった際はいち早く対応できるようにしています。村民の話や意見を聞き村民のニーズを把握し、関係各所に連絡して少しでも長く在宅で安心して生活を送れるようその人に合ったより良いサービスを提供できるようにしております。

また、上野村には障がい者向けのサービスは少ないため、訪問では障がい者の買い物や服薬確認など行っており、障がい者の特性を理解して、個々に合った支援の検討と提供を心掛けて行っています。

上野村では高齢者の健康寿命の延伸の成果もあり、在宅で自分らしい生活を続けるように支援を続けていきます。

4月より始まる「上野村べんりサポート事業（仮）」に対しても高齢者や障がい者以外にも産前産後の母子の方たちなど様々な村民の方が安心して暮らせるような環境づくりに心がけて柔軟な対応をとっていきたいと考えております。

(3) 通所介護事業

ご利用者様やご家族が安心して在宅生活を送れるようなサービスを行っていきます。

健康寿命の延伸の成果もあり、年々利用者の年齢層が高くなってきていますが、元気な方が多いため一人一人に合った支援をし、在宅生活が続けられるように援助します。また、高齢者世帯が増えたため老々介

護が多くなりました。そのため、介護を受ける本人だけではなく介護をする側のことも考えていく必要が出てまいりました。これからは利用者のごことはもちろん家族のストレスや負担軽減に寄与できるようにしていきます。

平成31年度は新規の利用者の開拓のため村民の集まるサロンや体操に参加してデイサービスの宣伝をしていきます。

平成30年度より利用されだした方たちより「こんないい所だったらもっと早く利用すればよかった」との声もいただいているため、このような言葉を無駄にしない様デイサービス職員一同一丸となって業務に努めます。

(4) 認知症対応型共同生活介護事業

認知症の方が家庭的な雰囲気の中、共同生活が送れるように365日24時間体制で介護や支援をしていきます。

現在の入居者は18名と満床となっており、入居待機者がいる状態です。今年から18室すべて入居者の受け入れをしているため、村単のショートステイの受け入れについては必要な人員数を配置し予備の部屋等を利用して行っています。

現在入居者18名の内、半分にあたる9名が90歳以上の高齢の方となっております。認知症状もさまざまであり、心身の状態にあった個別のプランを作成して対応しております。

デイサービス舞踊など慰問が行われた際はグループホームの入居者も参加させてもらい、デイサービスの利用者との交流を行って来ました。また、入居後も近所の方たちとの付き合いも続けたいという方もおり、サロン活動に参加もしてまいりました。

平成31年度は入居者が多様化してきたこともあり、長く元気に楽しみをもって生活していただけるよう、新たに畑づくりや料理、手芸等本人の望むサービスを行っていきます。

(5) 生活福祉センター

入居者が安心して健康で明るい生活を送れるように、住居を含めた生活の場と様々なサービスを提供します。

入居者全員へ提供する基本的なサービスは、安否確認、生活相談、緊急時の対応です。安否確認は、職員による日中の訪問と宿直者による夜間の訪問が行われます。

平成31年度は、入居者の状態の変化にいち早く気づくことができるよう、日中の居室訪問を強化します。緊急時の対応については、迅速

かつ的確な処置がとれるよう努めます。生活相談では、入居者が安心して暮らせるよう、生活の困りごとや、その他の相談に応じます。入居者の多くは介護保険サービス、配食サービス、ほっとサポート事業を利用しているため、関係各所との情報共有や打ち合わせを強化します。また、入居者が新たに介護や医療を必要としている場合には、介護事業所、医療機関との連携を図ります。

また、基本的なサービス提供の他に、身体の機能維持、交流の促進、個人の状態特性に配慮した支援を提供します。身体の機能維持の取り組みとして、平日昼食前に体操を行います。交流の促進に関しては、定期的なレクリエーション活動として、食事会やお茶会を開催し、参加者の交流を図ります。また、地域住民との交流を図るため、みんなのカフェなど地域で行われる行事の情報提供に努めます。さらに、入居者が不安なく行事に参加できるようサポートします。個人の状態特性に配慮した支援を行うために、入居者個人ごとに計画を立て、必要なサービスを提供できるよう努めます。

(6) 配食サービス

一人暮らし二人暮らしの高齢者や日中一人になる高齢者に対して、健康や栄養面の援助を行います。また、配達時には利用者一人一人に声掛けを行い、手渡しで渡すことにより、利用者の安否の確認を行い、体調の変化の確認を行います。そのときに体調不良や緊急の場合、関係各所や専門機関に連絡することで素早い対応ができるようにし、緊急時にはすぐに対応できるように努めます

食べやすい食材選びや工夫をし、季節に合った行事食などを取り入れ、利用者に食事に関心を持っていただき、毎日の食事を楽しみにしていただけるように努めます。

また、現在は希望者が少ないですが、夕食の利用の必要性が見受けられた場合、早期に対応できるように体制を整えていきます。

(7) 障がい者地域活動センター

作業所では、利用者に働く場を提供します。日々の軽作業の他、調理実習、レクリエーションを行います。

平成31年度は、利用者の個別の支援計画を作成し、個人の特性に合わせた軽作業を提供できるよう努めます。また、生活を送る中で必要なスキルが身につくよう日々の関わりのなかで支援していきます。その他の活動として、公共交通機関の利用を目的とした外出レクリエーションを計画しています。

利用者が村民に作業所での働きを知ってもらう機会として、保育園やデイサービスへの、食事やおやつを提供があげられます。新たに平成30年4月から月に1度開催している「みんなのC a f e」が加わりました。利用者は、C a f eの準備から片付けを担い、調理、配膳下膳などを行っています。働くことの楽しさを感じられるような場の提供に努め、利用者と村民との交流が深まるよう配慮します。

作業所の様々な取り組みを通して、利用者が継続して地域で生活ができるよう支援していきます。

(8) ほっとサポート事業

生活支援体制整備事業の一環として上野村内で一人でも多く従来の在宅生活を続けていただけるように、買い物同行援助や送迎付添支援などを行っています。

平成31年度は、福祉的サービスを利用していない高齢者の中で生活に困難している方をいち早く発見し、在宅生活を継続できるよう援助します。また、介護保険が必要な場合は速やかに関係機関に連絡し、サービスにいち早く繋げるようにします。

(9) 上野村べんりサポート事業（仮）

上野村において介護は必要ではないが在宅生活を続けたいと願う高齢者やシングルペアレント・出産前後の女性など、生活に不便を感じる方がまだまだ多くいます。その方々が上野村で安心して長く生活できるように専門職員を派遣し、日々の生活を援助していきます。

平成31年度より開始する新事業として、上野村に今までなかった「産前産後の母親を対象としたヘルパー」や「大型の家具や家電の買い物支援」、「粗大ごみの回収」等様々な事業を行います。ただし、あくまでも対象は福祉的に必要な方とします。

5. 広報啓発活動

社協事業に対する理解と認識を高め、村民の福祉活動の参加を促進するため、ひき続き上野村広報「広報うえの」に社会福祉協議会の情報を掲載していきます。

6. 募金活動への協力

助け合いの精神と福祉への参加を呼び掛け、共同募金運動に積極的に協力します。

7. 人材の育成

職員の職務遂行能力や役割の重要度、能力の把握等を適正に行うだけでなく、組織の活性化のため、他の部署でも問題なく業務が行えるように部署の移動などを定期的に行い、個人個人の能力の向上を目指します。

8. 地域福祉事業への取り組み

現在行われている友愛訪問やサロンのほかに、各地区の自助・互助の重要性が増しています。また、それだけでは手が届かない部分も出て来るため、ほっとサポート事業を通して介護度の進行及び要介護状態にならないように予防し、在宅で自分らしい生活をしていけるように支援していきます。

9. 保健・医療・福祉・社協の連携

今後、益々村の福祉の発展、向上及び充実の為、今まで以上に保健・医療・福祉、社協及び福祉関係者等の連携が不可欠です。引き続きこの連携を保ちながら、社会福祉協議会が地域住民及び利用者本位の要望に沿った「サービス提供事業者」や「セーフティーネットの担い手」として成り立つような基盤を整備、確立するための助言、協力等を得て行きます。

10. その他

社会福祉協議会の取り組みを地域住民に知っていただくため、各地域に出向き「地域福祉活動」を行う。(サロン事業)